

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年9月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900121号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月20日から昭和56年2月15日まで

請求期間について、B市C区D町(現在は、E区F町)にあったA事業所において正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がない。新たに提出できる資料はないが、前回の審議結果に納得できないので、再度審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) A事業所は請求者の記憶及び商業登記簿謄本からB市C区D町のA社であると推認できるが、社会保険オンラインシステム及び適用事業所検索システムによると、同社が厚生年金保険の適用事業所になった記録が確認できないこと、ii) A社に係る商業登記簿謄本の本店所在地及び現在の代表取締役の住所地に照会文書を送付したが宛所不明で送達できない上、請求者も当時の同僚の氏名等を記憶していないため、同社の関係者に照会することができないこと、iii) 請求者の雇用保険の加入記録によると、A事業所に係る加入記録は確認できないことから、既に平成31年2月13日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対して、請求者は、新たな資料はないが、請求期間においてA事業所に正社員として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録がないはずがない旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

なお、A事業所に係る請求期間を前回請求期間(昭和49年4月20日から平成4年7月31日まで)から本件請求期間に変更した理由について、請求者は、前回請求期間が他の厚生年金保険の記録と重複していることから変更したが、本件請求期間の日付については、だいたいその頃ではないかと思い記載した旨陳述している。

また、今回の訂正請求において、請求者がA事業所の社長として記載した氏名が閉鎖登記簿謄本により確認できるA社の請求期間当時の代表取締役の氏名と一致することから、A事業所

はB市C区D町のA社であることが認められる。

しかしながら、請求者は、A社における請求期間の厚生年金保険料控除を裏付ける新たな資料は所持しておらず、前回と同様の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900140号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1900001号

第1 結論

昭和36年3月27日から昭和44年7月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年3月27日から昭和44年7月1日まで
年金を受給するために社会保険事務所(当時)へ行ったところ、請求期間については脱退手当金が支給済みとのことだった。
しかしながら、私は受給した記憶はないので、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間の最終事業所であるA社の請求者に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和44年9月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、請求期間である2回の厚生年金保険被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、請求期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。